



# 対人支援点描 (15)

「当事者という存在」

小林 茂 (臨床心理士/牧師)

はじめに.

今回の点描が出版される頃には、開催後になってしまうのだが 2018 年 8 月 25 日土曜日に「HIV と仕事」というテーマで市民向けのシンポジウムが開催されることになった。筆者は、はばたき福祉事業団北海道支部という HIV/AIDS 罹患者支援の活動をする団体の派遣カウンセラーという立場でもあり、これにまつわるテーマを取り上げたいと考えた。

この「HIV と仕事」という企画は、もともと年間計画で予定されていたものではなく、2018 年 7 月に札幌で起こったひとつの事件から緊急で企画されたものである。

## 1. 事件の経緯

公共団体のソーシャルワーカーの求人に応募した男性が HIV に感染者ではないという“虚偽”の申告をしたため内定を取り消された、という事件であるが、以下は、新聞などの報道の記録である。

○時事通信「HIV 感染不告知で内定取り消し＝社会福祉法人を提訴」(2018 年 7

月 13 日)

「エイズウイルス (HIV) 感染を申告しなかったことを理由に、病院が就職内定を取り消したのは違法だとして、北海道の 30 代の男性社会福祉士が 13 日、病院を運営する社会福祉法人「北海道社会事業協会」(札幌市) に慰謝料など 330 万円の損害賠償を求め札幌地裁に提訴した。

訴状によると、男性は昨年 12 月、道内の病院のソーシャルワーカーの求人に応募し、HIV に感染していると告げないまま内定を得た。しかし、以前に患者として受診したカルテを病院が発見し、電話で「話が違う」などと指摘。男性はとっさに感染していないと否定した。病院は、虚偽の事実を伝えたなどとして内定を取り消した。

提訴後に記者会見した男性は「勝手に人のカルテを見るのが一番の問題点。医療水準は格段に進歩しているが、社会的には差別、偏見が残っている」と話した。

北海道社会事業協会は「訴状が届き次第、検討したい」とコメントした。」

## ○共同通信・日本経済新聞社「HIV 感染告知不要と提訴 病院の就職内定取り消し」(2018 年 7 月 13 日)

エイズウイルス(HIV)感染を告げなかったことを理由に病院の就職内定を取り消されたとして、北海道の 30 代男性が 13 日、病院を運営する社会福祉法人「北海道社会事業協会」(札幌市)に対し、慰謝料など 330 万円の支払いを求めて札幌地裁に提訴した。

訴状によると、男性は昨年 12 月、道内の病院の求人に応募。HIV 感染は告げず、ソーシャルワーカーとしての採用が内定した。1 月、男性が以前受診した際のカルテを見た病院側から「話が違う」と電話があった。その後「就労に問題はなく、職場で他者に感染する心配もない」とする主治医の診断書を病院側に送ったが、内定を取り消されたとしている。

男性は、厚生労働省のガイドラインなどに反していると主張。提訴後に記者会見し、「納得がいかない。HIV に対しては社会的に根強い差別や偏見があり、現状に一石を投じたい」と訴えた。

北海道社会事業協会は「健康問題に関する質問に対し、原告が虚偽の回答をしたことが内定取り消しの理由」とし、争う考えを示した。

## 2. 問題点

### (1) 虚偽の申告の問題

筆者は、法律の専門家ではないため、正直理解が及ばないことがある。しかし、今回の事件の北海道社会事業協会の

主張は「原告が虚偽の回答をしたことが内定取り消しの理由」であるという。通常の採用時の面接において、求人を出し、雇用を決める企業側の立場からすれば、求人に応募した人から虚偽の履歴や情報をもたらされるとしたら問題となるのは疑いない。多くの場合、採用面接時や履歴書の内容に虚偽がないか、ある程度までは信用するしかない。明らかになるまでわからないといえる。

以前、テレビに頻繁に出演していた経営コンサルタントが、アメリカ留学していた先の大学院を卒業していなかったということが明らかになり、メディアから消えたということがあった。履歴に偽りがあったため、信用を無くしたのである。

こうした例を挙げてみると、履歴が偽られるということは、その人の能力や資格・学位といったものも含めて、業務を遂行する能力も疑わしく、雇用者側の信用も被害が大きい。虚偽が明らかになった段階で、双方が損害を被ることになる。

また、私事であるが、以前、私が勤めていた国家公務員の機関では、採用時に本人や家族、親類に反社会的勢力や政治活動をしていた者がいないかの聞き取りがあった。履歴だけではなく、個人を取り巻くものに対しても注意が払われたのである。このことを例に挙げれば、雇用者が採用する予定の者の身辺をある程度調査することは、雇用者側の組織防衛と責任においてないわけではない。(ただし、私の場合は、採用面接時において、どの人に対してでも調査や聞き取りをするという予告があった。)

だが、今回の健康問題の虚偽は、内定を取り消す理由として、どの程度の正当

性を帯びるのだろうか。これが、B や C 型肝炎や糖尿病という話であるならば、どうであろうか。内定が取り消される事案となったのだろうか。それとも、健康についての虚偽の内容が HIV に関連するものだから問題になったのであろうか。

虚偽には違いないが、内定を取り消す理由となる事項であるのだろうか。

## (2) 患者の同意がないカルテの目的外使用

今回の事件が複雑なものにしているものに、患者の同意がないカルテの目的外使用の問題がある。今回内定を受けた男性は、その付属の病院の受診歴があったことがわかっている。だからといって、その男性が就職試験を受け、内定をもらったあとに、受診したカルテを見て、事実確認を行う、というのは、明らかに治療のためにカルテを参照したということではない。また、本人の承諾もないままに、これが行われたということは論外である。

さらに、無断で、目的外で、使用されたカルテの内容に基づいて真意が問われたというのは、そもそも虚偽の内容以前に病院側に問題があるというべきものである。

もし虚偽の責任が男性にあるとしても、カルテの取り扱いに関する不義は病院にあるといえると考えます。

法律的には、虚偽の以前に不義があるのだから虚偽に当たらないのか、それとも、虚偽は虚偽、不義は不義と別々に扱うものなのか、この辺りについても専門家に聞きたいところである。

## (3) HIV/AIDS への偏見と HIV 罹患労働者への影響

今回の内定の取り消しの理由が、例えばソーシャルワーカーという職種であっても、医療関係者が HIV 罹患患者であるということ、他の患者や家族に不安や動揺を与えるからという憶測であるならば、どうだろうか。

これは、あくまで憶測であるが、もしそうならば医療機関として HIV に対する知識や理解があまりにも乏しいとしか言いようがない。

現在の HIV 治療は、大昔と違い HIV 治療薬を服薬すれば、糖尿病などの慢性疾患とほぼ変わらない状態まで安定を見せている。平均寿命に至っては、健常者と変わらず、むしろ糖尿病患者の平均寿命の方が短いという研究データが出されている。感染については、最近増加している梅毒などの性病など比べても、格段に感染力が弱い。

また、今回の事件の影響を考えると、労働者は自らの持病に対して雇用側に、どれくらいまで情報を提供しなければならないのだろうか。HIV 罹患患者は、自分が罹患患者であると公言や申告して生きていかなければならないのだろうか。それを求める企業はあるのだろうか。もちろん、特別な配慮を求める以外に企業に自らの病気を伝えることがなければ、企業の方から強いて申告を求めることもない。それゆえに、今回の事件は、企業に勤める HIV 罹患患者の労働者にとっても不安を募らせるものではないだろうか。HIV に罹患していることを雇用者に伝えていないと、重大な問責事項になるというのだろうか。

### 3. 偏見差別と無理解

筆者は、長らく統合失調症の当事者とかかわってきた。その後、HIV/AIDS の分野にもかかわることになった。これらの領域は異なるが、共通して偏見差別と無理解というスティグマの問題を思う。理解が及ばないものへの不安や恐怖は、排他的な言動を生み、差別を生み出す。

また、今回の件でも、当事者は社会的な弱者として身を置かなければならない現実を思う。

今回は、半ば公共団体で、それも一番疾患に対して理解があるはずの病院という医療者集団の場で事件が起こったことに問題の深さを感じる。

私自身、支援に携わり、同業の者でも、その専門領域外の医療・福祉支援者と出会うと知識のなさを知らされることが多い。そういう意味でも、啓発活動は続けていかなければならないことを思わされる。

今回の事件が、社会的に意識を喚起されるような良い方向へと向かうことを願わされる。